

埼労発基0510第8号
令和5年5月10日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針」の制定について

標記について、令和5年4月27日付け基発0427第2号をもって、厚生労働
省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対す
る周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。